

新住宅市街地開発法

1. 案内情報

- 手続名 : 造成宅地等に関する権利の処分の承認申請手続
手続根拠 : 新住宅市街地開発法第32条第1項
手続対象者 : 造成宅地等の工事完了公告の日の翌日から起算して十年間において、造成宅地等又は造成宅地等である宅地の上に建築された建築物に関する所有権、地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をしようとする者
- 提出時期 : 権利の設定又は移転をしようとする時
提出方法 : 権利処分承認申請書を作成し、都道府県宅地担当部局に提出してください
手数料 : 都道府県宅地担当部局にお問合せください
添付書類・部数 : 申請書に押印した者の印を証する印鑑証明、権利設定（移転）契約書の案、図面（必要に応じて）
申請書様式 : 権利処分承認申請書（新住宅市街地開発法施行規則別記様式第三）
記載要領・記載例 : 詳細については都道府県宅地担当部局にお問合せください

2. 窓口情報

- 提出先 : 都道府県宅地担当部局にお問合せください
受付時間 : 同上
相談窓口 : 同上

3. 手続情報

- 審査基準 : 新住宅市街地開発法第32条第2項
標準処理期間 : 都道府県宅地担当部局にお問合せください
不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)